

■補助対象経費一覧

R2.7.27

対象経費一覧	補助対象	補助対象外
共通事項	○補助対象期間内(4/1～8/31)に支払ったもの、かつ使用するもの	○汎用性があり目的外使用になり得るもの ○補助対象期間を超えて使用が可能な設備や機械類の購入 ○一般価格や市場相場等と比べて著しく高価な経費 ○委託先や契約、支払(領収書やその内訳)などが不適切な経費
印刷宣伝費	・広告用チラシ・ポスター、メニュー表の印刷費、チラシポスティング費 ・新聞・雑誌等への広告掲載費 ・看板やPOP、のぼり作成費 ・予約受付システムの搭載委託費、コンテンツ制作委託費 ・WEBサイト制作委託費 ・チラシを印刷するためのインク、紙、コピー代	・申請者以外の事業者名、求人広告など本事業と関連のない記載がある印刷物の印刷費
資材費	・弁当の容器や箱、箸等の食器類 ・手提げ袋、お手拭き、包装資材 ・保冷剤、配達用保冷クーラーバック	・パソコン、タブレット端末購入費 ・食材費
配送用車両借上費	・デリバリーのための車やバイクのレンタル料やその駐車料 (レンタカー事業許可を取得したレンタカー事業者からのレンタルに限る また、配達記録の提出が必要)	・車、バイク、自転車の購入費 ・レンタカー事業者以外からの車やバイク等のレンタル費
その他	・デリバリー代行業者への初期登録費用や配送代行手数料 ・デリバリーのための住宅地図の購入費 ・デリバリー事業の参入にあたり必要な食品衛生法の許可申請手続きに要する経費 ・補助対象期間内の機械や設備のレンタル費 ・有償貨物運送の許可を受けたタクシー事業者と契約して、デリバリーを行う場合の配送料(飲食事業者への支払いに限る) ・テイクアウトを告知するため店舗前で弁当の写真やメニュー表を置く机や掲示用のホワイトボード	・車やバイクの燃料費 ・飲み物のみのテイクアウトやデリバリーに関する経費 ・キッチンカーや移動販売に関する経費(イートインのない店舗は対象外) ・人件費(従業員や知人などにデリバリーを依頼する経費を含む) ・店舗の賃料